

[事案 2019-159] 新契約無効請求

・令和2年4月10日 裁定不調

<事案の概要>

名義変更および契約転換等について、自分の意思にもとづいて行われたものではないことを理由に、手続きの無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和58年10月に自分の母が定期保険特約付終身保険を契約し、昭和61年12月に同契約を定期保険特約付終身保険（契約①）に転換、同月に契約①の契約者を母から自分に名義変更した。その後、平成3年2月に契約①を定期保険特約付終身保険（契約②）に転換、平成16年8月に契約②を利率変動型積立終身保険（契約③）に転換し、平成24年8月に契約③の保障見直しを行った。しかし、契約①の名義変更、契約①から契約②および契約②から契約③への転換、契約③の保障見直しは、いずれも自分の意思にもとづいて行われたものではないことから、無効とし、名義変更以降の既払込保険料と利息相当額を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申込書や告知書等の署名から、いずれの手続きも申立人の意思にもとづいて行われていると考えられる。
- (2) 仮に申立人の意思にもとづいていなかったとしても、申立人は保障見直し後の契約③にもとづき給付金請求をしているため、名義変更および転換について追認していると判断できる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本件名義変更、その後の転換と保障見直しの手続の状況等を確認するため、申立人と申立人母、および保障見直しを担当した募集人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件名義変更、その後の転換と保障見直しは、いずれも有効と認められるが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告した。しかし、申立人からは相当期間にわたり回答が無く、和解案を受諾する意思がないものとして、手続を終了した。

- (1) 本件名義変更のための名義変更請求書の記入と署名は、全て募集人の筆跡である可能性を否定できず、安易に記入や署名を代行したことが本件紛争の原因になったといえる。
- (2) 検診と告知の手続が適切になされていたのか疑問が残る。